

会 議 録

会議の名称	平成 26 年 第 4 回 本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	平成 26 年 7 月 31 日 (木)	午後 1 時 28 分から 午後 2 時 35 分まで
開催場所	本庄市役所大会議室	
出席者	被保険者代表	奥野 浩昭、内野 順弘、出牛 博、新井 千奈美、 浅見 敏江
	保険医又は保険薬剤師代表	渋谷 修身、黒岩 茂夫、益子 研土
	公益代表	柿沼 光男、岩崎 信裕、木村 保、内野 勲、 佐々木 義弘
	被用者保険等 保険者代表	近藤 浩之、細野 仁、日向 健
	事務局	中田 啓一 (保険課長)、木村 章寿 (収納課長)、 榊田 恵 (保険課課長補佐兼国保係長)
欠席者	江川 知宏・林 勇毅 (保険医又は保険薬剤師代表) 春山 康壽 (保健部長)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 あいさつ 3 議題 第 1 号議案 本庄市国民健康保険税の適正化について 4 その他 5 閉会	
配布資料	・資料 1 平成 26 年度 保険税率等の状況	
その他特記事項		
主 管 課	保健部保険課	

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
司会	1. 開会 定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今から平成 26 年第 4 回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。
会長	2. あいさつ 【会長あいさつ】
司会	【本協議会成立の報告】 議事の進行につきましては、規約に基づき会長にお願いいたします。
保険課長	3. 議題 【第 1 号議案「本庄市国民健康保険税の適正化について」、資料 1 を説明】
議長	第 1 号議案について、事務局から細かく説明がありましたけれども、委員の皆様からご意見、ご質疑等を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。(意見なし) それでは、今回は諮問後の第 3 回目の運営協議会ということで、細かい検証のうえで説明をいただきましたので、ある程度、今後の方向性を出して行きたいと思っています。その方向性について、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。
委員	何点か確認の意味も含めて、まず本庄市の税率が他市町と比べてなぜ高いのかというのが一点と、この資料を見る限り、法定外繰入金が他市町と比べるとちょっと低いのではというのが一点、今までの経緯もあると思いますが、資産割をもう少しどうにかできないかという点を素朴な疑問として指摘させていただきます。
保険課長	まず法定外繰入金ですが、法定で定められていない国保の赤字を補填するための繰入金です。本庄市は平成 22 年度に赤字補填の繰入金が 6 億円を超え、一人当たりになると 25,000 円以上を繰り入れる状況でした。そこで、国民健康保険運営協議会にお諮りして、国保財政を健全化していこうということになりました。その内容が、第 1 号議案(1)のとおり、国保財政の不足額を一度に解消しようとするとう影響が大きすぎるため、5 年間に 3 回に分けて段階的に保険税を上げていくことになり、改定を進めてきました。第 1 回目、第 2 回目の改定により、ある程度法定外繰入金の金額を下げるのができ、かなりの効果は上がっていると言えますが、まだ若干の赤字部分が残っている状況です。 他市町はもう少し法定外繰入れをしているという点ですが、1 号議案の中の北部ブロックの市町では、赤字補填に法定外繰入れをすることで保険税を抑制しているという形になっています。

<p>保険課長</p>	<p>ただし、法定外繰入れを行うということは一般会計から補填するということで、学校や道路を直したりする本来一般会計で行うべき事業に使う予算を国保の赤字分に補填していることになるわけです。国保の特別会計としては健全ではない状況です。</p> <p>次に、資産割ですが、実は国保の広域化の話はずいぶん前から出ていて、埼玉県でも国保の広域化に向けた支援方針案が出されています。その方針案では、課税方式を4方式から2方式に変更するという事になっています。2方式というのは所得割と均等割で国保税を課税する方式で、この方式に県内で統一しようということでした。その方針に従い、2方式にすでに変更した市もありますが、本庄市の場合は、2方式にいきなり変えることは影響が大きいということで、前回の平成25年度の改定で資産割を40%から20%に引き下げたという経緯があります。ところが、昨年8月の社会保障制度改革国民会議で、広域化をしても賦課については各市町村で行うという方針が出されました。そのため、県内統一保険料について、現在のところ全く検討されていない状況です。基本的には、県へ納める分賦金に対応する賦課を各市町村で行うという形になり、賦課方式変更の協議は中断している状況です。そのため、資産割を40%から20%へ引き下げはしていますが、今後については、まだ様子を見る必要があります。</p>
<p>委員</p>	<p>今後の方針ということですが、平成22年の6億円を超える赤字補填額をどうにかしなければということで保険税の適正化が始まっていますが、一般財源からの赤字補填をどのくらいまでなら許容できるのかと、賦課方式を従来どおりの4方式が継続できるという可能性が出てきたので、その方式を残すか残さないかという方針が考えられると思います。一般財源からの繰り入れをどのくらいなら認められますか。</p>
<p>保険課長</p>	<p>法定外繰入金をどれくらいまでなら止むを得ないかということですが、その時々の本庄市の財政状況によりますので、一概にこの金額までと決めるのは難しいと思います。本来、国民健康保険は特別会計ですから、赤字補填そのものが不健全ということになるので、この金額ならばいいというのは難しいです。ただ、埼玉県内63市町村のうち、法定外繰入金がゼロ、あるいは本庄市よりも少ない市町村は数えるほどしかありません。国の広域化の議論の中でも、この法定外繰入金については大きな問題となっていて、この法定外繰入金を国の公費でどうにかできないかということで、現在国と地方で議論が白熱していると聞いています。</p> <p>法定外繰入金をいくらまでと決めるのは難しいですが、本庄市では、国保財政の健全化に向けて保険税を改定してきた成果として、赤字補填額は減りましたが、その分どうしても保険税が他市町村よりも高くなっ</p>

	<p>てしまっています。そのようなことを考慮すると、今後の改定については慎重な対応が必要と考えています。</p> <p>また、賦課方式ですが、2方式にするという県の支援方針が、国民会議の報告によって「賦課は各市町村が行う」という方針になったため、賦課方式がどうなるかは全く分からない状況です。今後の状況によっては、国民会議のとおり、各市町村の判断で賦課を行うことになるかもしれないし、県内統一保険料という話が復活して2方式になる可能性もあるという、非常に流動的な状態です。ただし、国民会議の報告を見る限り、県の方針を参考にしながら、最終的には市町村が判断して決めていくことになるのではないかと考えています。</p>
議長	<p>法定外繰入金を減らすために、平成23年・25年度と保険税率の改定を行ってきたわけですが、現実的に、繰入金の額は少なくなってきたものの、税率的には他市と比較して悩ましい状況であるという、永遠のテーマになりそうな問題です。</p>
委員	<p>以前は県内で比べてもそれほど税率が高くなかったと思うのですが、今は急に県内で保険税レベルが高くなってしまったように感じるのですが、どうでしょうか。</p>
保険課長	<p>保険税を比較するために保険税の総額を被保険者数で割った平均値があります。一人当たりの保険税平均額が、本庄市では平成22年度当時、74,610円でした。これは、県内で下から3番目に低い数字でした。それが、平成23・25年度の改定によって、92,000円以上になっています。この一人当たりの保険税平均額はもっと高い市町村もありますが、第1号議案で示したモデルケースとは、意味合いが違ってきます。というのは、保険税には減額という制度があり、所得に応じてそれぞれ7割・5割・2割軽減されている世帯がたくさんあります。ちなみに本庄市では4割(36.5%)の世帯が、所得0円で7割軽減を受けています。そのような状況の中では、所得のある人への負担が重くなると言えます。</p> <p>本庄市の保険税の順位が上がってしまったというのは、平均額では県内でも10番代なのですが、それを個々の所得別に積算すると北部地域の中で最も高い保険税になってしまいます。県南の市町では、被保険者の所得が高い関係で、税率が低くても実際の保険税が高額で収納できるという違いがあります。本庄市の場合、被保険者の平均所得が103万円で、県南に比べて低い状況にあり、埼玉県内の市の平均保険税額まで引き上げると県南と比較して税率が高くなってしまい、結果、所得のある被保険者の負担が重くなってしまうという状況です。</p>
委員	<p>深谷市の法定外繰入金がほかと比べて桁が違いすぎるのですが、これだけ低く抑えるには税率がとて高いのかと思うとそんなに変わらない</p>

	<p>いというか、本庄市よりも低い。その辺のからくりはどうなっているのでしょうか。本庄市が学ぶところがあるのではないのでしょうか。</p>
保険課長	<p>平成 24 年度の深谷市の法定外繰入金は、大変低い金額でしたが、実はからくりがあります。平成 23 年度の深谷市の法定外繰入金は、一人当たり 34,000 円もありました。かなり赤字補填をしたわけですが、平成 23 年度の決算をしたところ不用額がかなり出てしまい、その不用額を翌年度に繰り越したことで、平成 24 年度の法定外繰入金が大幅に減ったわけです。そういうわけで、深谷市の平成 24 年度の法定外繰入金 1 人当たり 2,840 円という数字は、あまり当てにならないということになります。前年度の法定外繰入金と合わせて平均すると、実際には 17,000 円くらいであったと考えられます。</p> <p>ただ、本庄市の場合は、一人当たりの医療費が他市町村と比べて高いので、北部ブロックの中でもどうしても保険税が高くなってしまいう状況にあります。ちなみに、平成 23・24 年度医科入院の一人当たりの医療費が埼玉県内で一番高かったという状況です。また、国保会計から支援金を支出している後期高齢者の平成 25 年度の一人当たり医療費は 905,000 円で、これも県内で一番高かったという状況です。本庄市はとても医療環境が整っていて、歩いて 15 分ほどで内科、眼科、耳鼻科、外科、歯科等の一通りの診療が受けられるという大変恵まれた環境にあります。その分医療費が他市町村に比べて高めになってしまっています。</p>
委員	<p>今後の方向性ということですが、現在、国・県の方向性も定まっていない状況が大きく影響すると思います。説明していただいた資料等を見ても、本庄市の保険税は県北部では突出しているように感じます。また、広域化の動きがこれから定まってくるという状況を考えると、少し留まってもいいんじゃないかという気がします。</p>
委員	<p>保険税の適正化は命に関わる医療の問題です。消費税も上がり、今後また上がることが決まっています。そこへまた国保税を値上げするということになる、先ほど説明があったとおり、国保加入者は所得の低い人が多いという実情ですので、少し留まるのも止むを得ないと思います。また、法定外繰入金を見ても、近隣の町の方が本庄市よりも多くなっている。法定外繰入金は、制度上あってはならないものですが、これをある程度容認することも考えないと保険税が払えなくて医者にかかれない人たちがたくさん出てきてしまうのではないかと感じます。</p> <p>これは難しい問題で、構造的な改革も必要だとは思いますが、今までどおりのやり方だといつまでも保険税を上げないとやっていけないということの繰り返しだと思えます。ぜひ、市や市議会から何らかの声を発していただいて、もっと国の負担を上げるなどの方向性を出していた</p>

	だいて検討していただきたいと思います。
議長	本庄市の保険税は県内他市町村よりも高く、特に北部ブロックの中では突出している状況、また、児玉郡内の町では法定外繰入れを本庄市よりも多く行っている状況です。一番の問題は国保の広域化で、まだはっきり定まっていないということです。このような中で保険税の改定を行うと、その後広域化に伴って大幅に変更する必要が出てきてしまう可能性もありますので、今回の保険税の改定は見送るのも止むを得ないと思うのですが、いかがでしょうか。
委員	ここで見送りを容認ということになると、それで方向性が決まってしまうということでしょうか。今までの経緯もありますし、もう少し丁寧に議論を行うのも必要ではないですか。ほかの委員さんはどうお考えでしょうか。
委員	議長の言う方向で行くためには、一般会計からの繰り入れを増やすということだと思います。それしか方法はないわけで、あるいは保険税を集めるかどっちかということですよ。ですので、私は議長の方向性に賛成です。
委員	全員の方が賛成ということであれば、私は特に反対ということではありません。誤解のないようにお願いしたいのですが、ただ、もう少し慎重に審議をした方がいいのではないかという気がしたということです。そういう流れで決定するならば、異論はありません。
委員	確認ですが、今回見送りということは、税率等はこのままということですね。
議長	第1号議案にある賦課限度額の改定については、上位法の改正によるものですので、この改定については今回の答申に入れさせていただき、税率についてはこのままということになります。
保険課長	先ほど第1号議案5ページで説明した国保の都道府県化は、平成30年を実施目標にスケジュールされています。この国のスケジュール案ですと、平成30年度から広域化するにあたり、平成27年もしくは28年中に全ての法令・制度等を整えることになっています。平成26年度から調整を始め、平成27年度までには国会に法律案を上程して新しい国民健康保険の形が整えられる予定です。
保険課長	また、5ページ目の最後の「保険料設定のあり方」ですが、まだ中間整理案の段階ではありますが、都道府県は医療費水準に考慮した分賦金を定めるとあります。これは医療費実績割を導入するということです。医療費がかかっている市町村にはそれなりに分賦金を求めなさいという内容です。その一方で、高齢化による医療費水準の差異を調整する仕組みをとということで、高齢化が進んでいるところにはちゃんと配慮をするということがうたわれています。また、県は市町村間の所得水準に考

	<p>慮して分賦金を定めなさい、それらを実施するために調整交付金をもつと活用しなさいということも示されています。そのように方向性は定められますが、実際にどうなるかということは平成 27 年・28 年度中に決まってくるということになります。</p>
議長	<p>広域化にあたり分賦金が定められ、そこに所得割が導入されることとなります。本庄市の場合、所得が低いということで、その分県で定める分賦金が低くなる可能性があります。ここでもし保険税を引き上げたりすると、分賦金が決まったときに、保険税を引き下げなくてはならないという事態も起こりうるわけです。そうすると、今回の保険税の改定は意味のないものになってしまうので、慎重にしなければなりません。国保の都道府県化の制度内容がはっきりするまでは保険税の改定は見送った方がいいのではないかとということです。</p> <p>それでは、今回 3 回目の保険税の適正化については、税率の改定は行わず、広域化の内容がはっきりするまで見送るということ、上位法の改正による賦課限度額の引き上げについては答申に入れて改定を行うということで、よろしいでしょうか。</p> <p>(よいという声多数あり。)</p> <p>ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。</p>
保険課長	<p>4. その他 【次回運営協議会の日程を提案】</p>
議長	<p>次回の運営協議会の日程につきまして、8月28日(木)午後1時30分から6階大会議室ということですが、よろしいでしょうか。それでは、そのように決定させていただきます。</p> <p>次回の運営協議会では、答申書案の内容を皆様に検討していただこうと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日の議事が終了いたしましたので、議長を下ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
副会長	<p>5. 閉会 【閉会あいさつ】</p>

平成 26 年 8 月 28 日

会議録署名 会長

柿沼 光男

